**会　議　録**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 令和4年度　第1回　那珂川市地域保健推進委員会 | | |
| 開催日時 | 令和4年8月22日（月）  19：00～20：00 | 開催場所 | 保健センター2階健康増進室 |
| 出 席 者 | １．委員  　有馬委員、後藤委員、呉委員、関委員、髙橋（学）委員、  　川添委員、髙橋（明）委員、藤原委員、立川委員  ２．執行機関（事務局）  　入江課長、堺係長、玉水係長、岸川、伊藤 | | |
| 配布資料 | 1. 地域保健計画の実施期間変更について 2. 歯科保健に関する資料 | | |
| 議題及び審議の内容  １．委嘱状交付  市長あいさつ  委員及び事務局自己紹介  会長・副会長の選任  ２．会長・副会長あいさつ  ３．議題  （1）現行の地域保健計画における実施期間変更について報告  　事務局  現行の第3次那珂川市地域保健計画は、当初令和7年度末までの10年計画だが、国が定める「健康日本21」の次期プランの指針が、令和5年の春に示されるということを受け、本市計画の実施期間もそちらに合わせることとなった。  これにより、現行計画の実施期間は10年間から、令和5年度末までの8年間となる。  国の次期プランは、医療費適正化計画や医療計画、介護保険事業支援計画の実施時期と合わせられている。  本市でも、現行の実施期間を8年間とすることで、市の「特定健康診査等実施計画」と「国民健康保険保健事業実施計画」の2つの計画と実施期間を合わせることができ、一体的な事業展開を望むことができるようになる。  令和5年度は策定作業が必要となるので、例年、年2回程度の会議が4回程度の開催となる予定。  （2）歯科保健事業について  事務局  「歯と口腔」に関するライフステージ毎の課題について、本市の保健事業を説明させていただき、保健事業実施の効果を高めるためのご助言をいただければと考えている。  「歯科資料」という資料より、「1.現状」の①乳幼児健診における状況をご覧いただきたい。本市では、乳幼児健診として、4か月、10ヶ月、1歳半、3歳の時点で健診を実施し、そのうち、法定健診である1歳半健診、3歳児健診で、歯科健診も実施している。1歳半健診は個別健診、3歳児健診は集団健診となっている。  むし歯有病率のグラフより、1歳半健診の時点では、むし歯有病率が全国平均、福岡県との比較でほぼ同等だが、3歳児健診の時点では、むし歯有病率が16.74%と、福岡県、国との比較においても、高くなっている。1歳半健診から3歳児健診までは、むし歯有病率が増加しているのが現状だが、本市の特徴としてはその増加率が高い。  次に、②成人歯科健診における状況について、令和3年度の歯科健診の結果における状況である。本市では、集団健診の場において、年6回成人歯科健診を実施している。対象者は30歳～70歳までの5歳刻みの節目年齢の人で、令和3年度の受診者は13人だったが、そのうち11人と、ほとんどの人が要治療と判定されている。  資料の2.那珂川市における歯科口腔事業について、乳幼児健診におけるむし歯有病率の高さの課題から、まずは、母体内で形成される歯が健全に発育することや、むし歯の原因菌がスプーンなどを通じて唾液を介して子どもにうつることを防ぐため、妊娠中にむし歯の治療をするきっかけとしてもらうことや、最初の歯科健診がある1歳半までの「歯と口腔」に関する保健指導を実施するため、令和3年度から妊婦歯科健診を開始した。R3年度の受診率は対象医療機関以外のかかりつけ医で受診した人も含め47%で、目標の60%にはいかなかった。  そこで、今年度からは、母子手帳交付時に受診勧奨を行い、安定期に入る4～7ヵ月で受診するよう、妊婦に具体的な行動目標を設定してもらうことにしている。  成人歯科健診については、受診率が低いこと、健診受診後にかかりつけ医を決め、定期的な歯科受診に繋がっているか評価ができていないことが課題であると考えている。  現在本市では、保育所幼稚園、小学校における集団でのフッ化物洗口などは実施していないが、施設での集団でのフッ化物洗口はむし歯予防に大変有効であることがすでに示されている。また、むし歯の減少により医療費の削減についての報告もある。  市民にフッ素等に関する正しい知識がどの程度普及しているか、不明確なことについても本市の歯科保健に関する課題と考えている。  次に、本市の令和4年度における歯科事業について図に示したものをご覧いただきたい。  昨年度からの取組で、1歳6ヵ月、3歳児健診のう歯所有者に対しては、医療機関、保護者、保健センターで、確実に受診状況等を共有するため、歯科連絡カードの運用を開始している。未受診者については、歯科衛生士による電話等でのフォローを行っている。  また、今年度からは6月の歯と口の健康週間において、子ども館（育児支援施設）において、歯科衛生士によるむし歯予防の集団教室を行っている。  以上、①妊婦歯科健診受診率の向上について　②成人歯科健診受診率向上について　③フッ素、フッ化物の推進について　現行の保健事業で実施可能な対策など、委員の皆様にご協議いただきたい。  会長  妊婦歯科健診は、市独自の取り組みか。受診ができるのはどこか。  事務局  　　市独自の事業で、1歳半までの保護者への口腔衛生に関する指導機会がなく、また妊娠期の間に、生まれる子どもにむし歯の原因菌が感染するのを防ぐため、治療を完了させてほしい意図があり始めた。受診は筑紫歯科医師会に加入している市内の歯科医院。  委員  むし歯や歯周病は感染症で、母子感染を防ぐことはほぼ不可能。40年以上前にヨーロッパの実験でしている。新しい取り組みでWB21乳酸菌を口腔内に植え込んで菌自体を減少させる方法も2000年ぐらいから検証されているが、保険適用でないため、まだ誰でもすぐできるようなものではない。物理的に歯磨き等で菌数を減らすこともできるが、残念ながら一晩で元の数に戻ってしまう。  それに対応するためには、自分の自浄作用を高めるために、口を閉じた状態で唾液の分泌がしっかりできており、筋力が保たれていることが必要だが、最近のスマホの長時間使用や、親が同席しない食事のとり方で指摘する場面がないなどの生活習慣から、子どもたちの姿勢の悪化から筋力低下、視力低下が進んでおり、悪影響を及ぼしている。  でも、一番の問題は母子感染なので、妊婦歯科健診は大事で、未受診者には介入が必要。  会長  受診した方は医師から指導いただける。課題に戻り、妊婦歯科健診の受診率向上の方法について何かないか。  委員  　つわりが治まるくらいの時期に渡してはどうか。  事務局  　母子手帳交付の時に、安定期に入る妊娠4～7か月の間に受診するよう説明する際、何月ごろになるのかをお伝えしている。  委員  　未受診者にリマインドのハガキを送付してはどうか。  事務局  　未受診者へご案内は送付している。  　なお、未受診者には出産後に行う赤ちゃん訪問の際に直接聞き取りを行い、受診券を使わずにかかりつけ等で受診している人を合わせて、妊婦歯科健診の受診率が47％となっている。  委員  最近は仕事をしている妊婦も多い。受診のスケジュールを決める際、何かモデルを示すといいのでは。併せて、受診した場合とそうでない場合の医療費の比較を九州大学かどこかがしていたかと思うので、そのようなデータをチラシ等に示すと受診行動につながるのではないか。  会長  　2番目の成人歯科検診受診率向上について。歯科の集団健診については、人数制限は今も設けているのか。それとも、コロナ感染の影響で、受診者が戻ってきていないのか。  事務局  　今年度は人数制限を設けていない。  委員  　受診の流れについて確認だが、他の検診に来た人で希望者がその場で申し込むものなのか。  事務局  　集団健診の項目に歯科があるので、希望者はあらかじめ予約をした状態で来所する。  委員  　歯科健診の料金はいくらか、また、特定健診の料金は。  事務局  　歯科は1,300円、特定健診は40歳のみ無料で、それ以外の対象者は500円。  委員  我々が患者に市の健診を勧めるのは安価にできるから。歯科も500円くらいにできれば医師も勧めやすい。  委員  　歯科健診の案内時に、早く治療している人の方が歯の残存率が高くなることを周知するといい。自分で噛んで食べると認知症になりにくいなどのメリットを示すなどはどうか。  委員  　歯科健診は5年ごとの年齢で実施されているが、その5年ごとの受診率ということか。毎年自分で歯医者にかかっている人もおられるので、その人たちは受診率に反映されないのでは。受診率を上げたいのは、5年ごとの受診率か。  事務局  　言われるように、個別で受診されている方の数は市で把握できておらず、歯科受診率の数字には反映できていない。  委員  　個別で受診された数を集団健診の受診率に合わせれば数字が結構上がると思う。  委員  　コロナワクチン接種など、保健センターに来る用事のついでに受診できるような体制を整えることができれば、受けやすくなり受診率が上がるのでは。  委員  　受診して、治療に行ったかどうかの把握はできているのか。していなければ、案内のハガキに行ったかどうかの回答をもらえるようなものを付けておくなどすれば、状況が把握できるのでは。  委員  　プライベートで行っている人に、医師から「値段が安いから市の健診を受けてはどうか」と勧めてもらうのがよい。そのためにも金額を500円程度にしてほしい。  事務局  　自己負担金については、今後検討課題としていきたい。  委員  　歯科医師的には、すでにかかりつけを持ち、定期的に受診している方については十分であると考える。例えば集団健診でしかわからない特別な項目などあればいいと思うが、実際はない。そのようなものがあれば、こちらも市民に勧めやすいが。  委員  　1回かかったら同じ歯科医院に行くと思うので、集団健診での5年ごとの数字を追うのはどうかと思う。  委員  5年間のうち1回は市の健診としてするようにしてはどうか。費用は500円か無料。口腔チェックをきちんとしている人は、数か月に1回など定期的に通っている。わざわざ5年に1回にする必要はない。  　委員  集団健診の指標ではなく、レセプト上受診者が増えていればいいのではないか。  　事務局  レセプトで国保の方はどれくらい受診しているかを確認することはできるので、その分だけでも確認をしてみる。  委員  　自分としては、歯石取に行った際、次いつ来てくださいという紙をもらうことで、次回も受診しようという気持ちになる。  会長  　3番目の、フッ素、フッ化物の推進について。誰が対象で、どのくらいの費用がかかるのか伺いたい。  委員  　費用は限りなく安い。市はどのようにしたいのか。  事務局  　フッ素に関する正しい知識が市民に浸透しているのかがわからない。  委員  　インターネットなどによる不確かな情報を真に受ける方もいるので、普及は難しい。何歳から対象かは、うがいができるくらいの子どもであればよい。米国では水道水にフッ素が入っている。それだけで、むし歯になりにくくかなり効果がある。  委員  　1回塗るとどのくらい持つのか。  委員  　1回とかでは効果はないので、常にある程度の濃度で塗らないと効果はない。  委員  　市は何を推進したいのか。  事務局  　保護者の方にどういった形で情報提供をしていったらよいかご意見いただきたい。市でフッ化物に関することを進めているわけではないので、かかりつけの先生で、フッ素をしていただくような形になる。正しい情報をいつ頃からどんなふうに伝えていったら効果的に、保護者へ伝わっていくのかなと。  委員  　小学校でフッ素うがいをしている自治体があるので、もし可能であれば取り入れてはどうかと思うが。  委員  　県の歯科保健条例でもしっかり謳っており、県としても進めようとしたが、うまくいかなかった。福岡県は抵抗が多い。佐賀県では実施が進んでいて、近隣の大川市が行っている。進めるにはいろいろな方のご理解が必要。  　委員  　フッ素に不安を持つ保護者にフッ素の何が悪いのか尋ねると、ネットでの情報を信じている。誤った情報もたくさんある。  また、米国の事例で、むし歯にならないよう必要以上の濃度で過剰にフッ素を摂取し、骨や歯に異常が出たという事実をWHOが出しているのを見て、「WHOがフッ素はだめだと言っている」と言う。全文読んでもらうとわかるのだが。日本歯科医師会では、フッ素は大丈夫だと発信している。  委員  　市としても、広報紙等で発信してはどうか。  事務局  掲載の文面などについて、筑紫歯科医師会にご協力いただけると助かる。  　委員  　　フッ素うがいは、学校で全員強制ではなく行い、している子としていない子の差が目に見えてわかるのが一番いいと思う。  　委員  　　フッ素は何歳からするのが望ましいか。  　委員  　　歯が生えてうがいができる状態になってから、低年齢で始めてもらえるもの。その前はガーゼで塗るなどの方法もある。  　委員  　　学校から、保護者の方にプリント等で情報提供は可能なので、その場合は市からのお知らせということで発信してもらえればよい。  　委員  　　フッ素が効くというのは分かっているが、個人でするのはなかなか続かないので、学校などの集団で実施するのが望ましい。  　委員  　　学校でするとなると衛生面が気になる。うがいのコップや、吐き出した飛沫など、特にコロナ感染がまん延している状況では難しいのではないか。保護者の方も心配している。  　会長  　　時間が近づいてきているので、本日の協議はここまでとする。  （3）今年度のスケジュールについて  事務局  　　今年度、あと1回を12～1月に開催予定。その際は改めて委員の皆さまにご連絡する。  ４．その他  委員全員  　　特になし | | | |